

諮問実施機関：滋賀県知事（総務部総務課）

諮問 日：平成 25 年 5 月 22 日（諮問第 80 号）

答申 日：平成 26 年 3 月 14 日（答申第 71 号）

内 容：「平成 23 年 10 月 31 日の私立学校審議会議事録における事務局発言の根拠とな
った文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成 25 年 3 月 5 日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、20 件の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

同年 3 月 27 日、実施機関は、公開決定の期間を延長した上で、対象となる公文書を特定し、その一部が非公開情報に該当すること、または不存在であることを理由として、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

同年 4 月 23 日、異議申立人は、本件処分のうち、次の請求について、不存在を理由として非公開とされたことを不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求 12 23/10/31 p22 事務局発言 3 段目「差し迫った状況があったと思うんですよ、ですから 9 月 10 日までになんとかそれを伝えた方がいいやろう、というわけで我々の方もかけずりまわって、ご説明にあがった」この発言の根拠となる文章の一切。さらに、差し

迫った状況が説明できるものを含める。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

不存在とされた公文書の公開を求める。

2 異議申立ての理由

平成23年10月31日の私立学校審議会において事務局が発言した、「差し迫った状況」や「かけずりまわ」る必要について、実施機関で協議しているはずである。次回の会議を待たずして駆けずり回るという異常とも思える行為は、私立学校審議会の運営上、重大なものであり、記録された資料は存在するはずである。

私立学校審議会議事録を読むと、同年8月29日の私立学校審議会の中では結論が出ていないという認識の委員がいるにも関わらず、事務局は、なぜか持ち回りで確認するという行為に至って、同年9月10日までに意見をまとめないといけないようになっている。

誰が何のために、事務局に持ち回りを指示したのか、各委員の回答をどのようにまとめて、誰に報告され、誰がどういった結論を出したのか、誰の指示をもって同年9月9日に〇〇学園に結果が伝えられたのかなどが示されなければ、実施機関の対応は議事録と全く辻褃が合わないものとなっている。

本来、次の審議会の開催を待つて決めるべきものを、事務局が勝手に各委員に戸別訪問を行って、持ち回りで意見集約をしようとしたのではないかと考えている。審議の経過が非常に不明瞭であり、同年8月29日私立学校審議会の議事録と、同年10月31日私立学校審議会の議事録とがどうしても繋がらないため、この間の経緯を明らかにする資料の公開を求めているものである。

公平な運営がなされたという証明として、実施機関は、この一連の今までにない運営をした経過の分かる議事録や指示書などを特定しなければならないと考える。また、事務局は複数人で駆けずり回り動いたということなので、その時の意思を統一させる元の命令書または指示書などの公文書の公開も併せて求めているものである。

他にも、〇〇自治連合会や〇〇学園からの要請文、私立学校審議会会長（以下「会長」という。）への報告書、次の審議会開催を待たなかった理由書、職員によるメモなど、差し迫った状況を示す資料、経過が分かるものは全て公開して欲しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 私立学校審議会について

私立学校審議会は、私立学校法第9条に基づき設置された知事の諮問機関であり、知事が私立学校の設置認可を行う場合には、予め私立学校審議会の意見を聴かなければならないと定められ、知事は私立学校審議会の答申を受けて、認可の可否等の判断を行うこととなっている。

〇〇学園関西校に係る案件については、平成23年4月に設置認可申請があり、私立学校審議会における審議の結果、平成25年2月に設置を適当とする答申が行われている。

3 非公開理由について

「差し迫った状況」を示す資料や、課職員が駆けずり回るための共通認識資料は、作成していない。

審議会運営に係る会長からの指示は口頭で行われており、異議申立人が指摘するような審議会運営の経緯が分かるような文書は作成していないものである。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、平成 23 年 10 月 31 日に開催された私立学校審議会の議事録に記録されている、「特に重要な今回のような案件について、継続審議プラス意見を付けて、なるべく早く〇〇さんの方に伝えて、実践していてもらわなければならないということで、差し迫った状況があったと思うんですよ。ですから 9 月 10 日までになんとかそれを伝えた方がいいやろう、ということで、我々の方もかけずりまわって、ご説明にあがったという経緯なんですけれども」という事務局の発言（以下「事務局発言」という。）について、その根拠となった公文書の公開が求められているものである。

本件審査を通じて確認したところによれば、異議申立人が公開を求めている公文書とは、具体的には、実施機関における指示や命令に関する文書、外部からの要請文、会長への報告書など、委員への持ち回りや〇〇学園に対する審議結果の伝達を行った理由および経緯が分かる文書（以下「本件対象公文書」という。）であると解される。

実施機関は、これらを保有しておらず不存在であるとしているが、異議申立人は存在を主張し、その公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討を行う。

3 本件処分の妥当性について

(1) 事務局発言に至る経緯について

当審査会に提出された私立学校審議会に係る議事録、資料および実施機関による説明から、事務局発言に至る経緯については次のとおりであると認められる。

ア 平成 23 年 8 月 29 日の私立学校審議会において、審議の結論として、会長は「（付帯意見の）3 点について文書を整理し、皆様にもう一度お諮りする。それを法人に伝える時期は、もうちょっと様子を見る。9 月 10 日の前にするのか、後にするのか」と述べた。

イ 同年 8 月 30 日から同年 9 月 8 日にかけて、事務局は、会長の了解を得て、付帯意見の文言を確定するため、各委員に対していわゆる持ち回りによる説明を行った。

ウ 同年 9 月 9 日、事務局は、会長の指示により、〇〇学園に対して、同年 8 月 29 日私立学校審議会の結果および付帯意見を伝えた。

エ 同年 10 月 31 日の私立学校審議会において、複数の委員が「これはやっぱり 9 月 9 日の学園に伝える前に、きちっと審議会の中で議論しておくべきことであって、ここは審議会の委員の先生方の意見なんかを、軽視したと見られかねないような審議の運営があったん違うかな」ということで、あえて意見を出させていただいたんですけども、「実は私も、今日、遅刻して来たのは、この課題が審議されると思って、絶対今日は寄せてもらわんとあかん、ということで、前回でも、賛成でも反対でもなく、

やはり住民とのこれだけいろいろあるという部分が軋轢になるのが、最初から分かっていますので、その辺、今日逆に、最終の審議があると思っていました」、「私はそれが決まったと思ってなくて、当日のメモにも、最後の方に会長がまとめられた後でも意見が出て、9月10日の話し合いを待つのはどうかという意見も出てたし、9月にもう一回話し合いをしましょうで終わったと思っています」など、同年8月29日の私立学校審議会以降の審議会運営に対する意見を述べた。

これについて、会長は「私としては、施設整備を確認した上で適当とするという結論は、出すことについて、ご異議もなく賛同を得たものだ。ただ、意見は述べるというご意見を頂いて、その意見の整理があつた場面に合わなかったもので、ちょっと申し訳なかったのですけれども、3点まとめて、それらについての文案を各委員さんのご承諾を得て、頂ければ、それで審議会の意見として決めると、いうつもりで申し上げた」と述べた。

また、事務局は、「私どもの理解としては、あくまで審議会としての意見、継続審議とするに際して、相手さんに伝える時の意見として、3点を事務局で推敲せよ、それをご説明に回れということに理解をさせてもらっていたんですけれども」とし、「特に重要な今回のような案件について、継続審議プラス意見を付けて、なるべく早く〇〇さんの方に伝えて、実践していってもらわなければならないということで、差し迫った状況があったと思うんですよ。ですから9月10日までになんとかそれを伝えた方がいいやろう、ということで、我々の方もかけずりまわって、ご説明にあがったという経緯なんですけれども」と述べた。

(2) 本件対象公文書の不存在について

当審査会は、以上のことを踏まえ、次のとおり判断する。

異議申立人は、事務局が、私立学校審議会委員への持ち回りや〇〇学園に対する審議結果の伝達（以下「持ち回り等」という。）を行ったことは、議事録に記載された内容とは辻褄が合わない行為であるとし、こうしたことを行った理由や経緯が分かる文書が存在するはずであると主張しているものである。

当審査会において議事録を見分したところ、平成23年8月29日の私立学校審議会における結論およびその後の事務局による持ち回り等については、私立学校審議会委員の間にあつても、これに対する認識および評価が一致していなかったものと認められる。

本件に係る審議会運営の是非は当審査会の判断するところではないが、こうした状況を見る限り、議事録を読んだ者が、私立学校審議会における審議のあり方や運営方法に対して疑問を抱くことは理解できないものではない。

しかしながら、会長においては、持ち回り等を行うことは、私立学校審議会の総意に沿うものと判断していたことが窺われ、事務局は、こうした会長の意向に従って行動したものであると考えられる。

また、実施機関によれば、会長から事務局への指示については、口頭により行われていたとのことである。

こうしたことを勘案すれば、本件対象公文書を作成、保有していないとする実施機関の主張が不合理であるとは言えず、また、実施機関が本件対象公文書を保有していると判断すべき具体的な事実や根拠は見当たらない。

したがって、実施機関が不存在を理由として行った本件処分は妥当であると認められる。

4 結論

異議申立人は、その他種々の主張を行っていることが認められるが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成25年 5 月22日	・実施機関から諮問を受けた。
平成25年 6 月21日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年 8 月 7 日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成25年 8 月 9 日 (第217回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成25年 9 月24日 (第218回審査会)	・異議申立人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成25年10月31日 (第219回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成26年 1 月 7 日 (第221回審査会)	・事案の審議を行った。
平成26年 2 月20日 (第222回審査会)	・答申案の審議を行った。